

# 山梨県公報

第二千六百八十号

平成二十九年

三月十三日

月 曜 日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定……………一三二
- 山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正……………一三一
- 換地計画の決定……………一三一
- 道路の供用開始(三件)……………一三一
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………一三三

### 公告

- 大規模小売店舗の名称及び所在地等の変更の届出……………一三三
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出……………一三四
- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(三件)……………一三五
- 公共測量の終了……………一三八
- 平成二十九年二級建築士試験の実施……………一三八
- 平成二十九年木造建築士試験の実施……………一三九

### 公安委員会

- 高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制……………一四〇の一部改正

## 告示

### 山梨県告示第四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年三月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、早川町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養

### 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

### 山梨県告示第四十七号

山梨県農作物奨励品種の指定(昭和四十一年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

三の表中

同	イタリアンラ イグラス	優良品種	ワセアオバ	早生	平坦地帯及び中間地帯に適する。
同	同	同	ヒタチアオバ	晩生	県下一円に適する。

を

イタリアンラ イグラス	優良品種	ワセアオバ	早生	平坦地帯及び中間地帯に適する。
----------------	------	-------	----	-----------------

に、

KD670

中生

平坦地帯及び中間地帯に適する。

を

KD731

中生

平坦地帯、中間地帯及び一部高帯に適する。

冷地 間地	
同	同
同	同
ゆめそだち	ゆめそだち
中晩生	中晩生
県下一円に適する。	県下一円に適する。

を

同
同
ゆめそだち
中晩生
県下一円に適する。

に、

同	同
同	同
キングライ麦	キングライ麦
極早生	極早生
県下一円に適する。	県下一円に適する。

同
キングライ麦
極早生
県下一円に適する。

に改める。

**山梨県告示第四十八号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
 県営畑地帯総合整備事業（落合・湯沢地区東落合工区）の換地計画を定めたので、次の  
 とおり関係書類を縦覧に供する。  
 なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができらる。

平成二十九年三月十三日  
 縦覧書類 換地計画書の写し  
 縦覧期間 平成二十九年三月十四日から同年四月十一日まで  
 縦覧場所 南アルプス市役所  
 審査請求期間 平成二十九年四月十二日から同月二十六日まで  
 山梨県知事 後 藤 齋

**山梨県告示第四十九号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道  
 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務  
 所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年四月三日まで一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年三月十三日  
 山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	台ヶ原長坂線	北杜市白州町花水字本村一三九〇番二地先から北杜市白州町花水字本村一三九七番一地先まで		一一〇・五	平成二十九年三月十三日

**山梨県告示第五十号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道  
 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建  
 設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月三日まで  
 一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年三月十三日  
 山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原丹波山線	北都留郡小菅村字今川六二九五番一地从先から北都留郡小菅村字今川六三二〇番一地从先まで		七六・一	平成二十九年三月十三日

山梨県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年四月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原丹波 山線	北都留郡小菅村字釜玉沢七二四番一地从先から 北都留郡小菅村字釜玉沢七二六番一地从先まで	五三・九	平成二十九年三月十三日

山梨県告示第五十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備するべき道路を指定した。

平成二十九年三月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間
県道	富士河口湖 富士線	南都留郡富士河口湖町船津字柴休場一三九三番三地从先から 南都留郡富士河口湖町船津字的場一五一四番一地从先まで

公 告

● 大規模小売店舗の名称及び所在地等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年三月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては  
代表者の氏名 住所

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目一番一号
株式会社オートアールズ 代表取締役 土屋嘉雄	埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目一番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 カインズスーパーセンター都留店
  - (二) 所在地 山梨県都留市井倉字美通三百二十八番地一外
- 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	カインズ都留店	カインズスーパーセンター都留店
大規模小売店舗の所在地	山梨県都留市井倉字美通三百二十八番一外	山梨県都留市井倉字美通三百二十八番地一外

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	変更後の住所
-------------------------------	--------

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号
株式会社オートアールズ 代表取締役 土屋嘉雄	埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号
株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英	群馬県前橋市亀里町九百番地
株式会社オートアールズ 代表取締役 土屋嘉雄	埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

3 変更の年月日 平成二十八年十一月十九日外

三 届出年月日 平成二十九年一月三十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年七月十三日まで

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年三月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 カインズスーパーセンター都留店

(二) 所在地 山梨県都留市井倉字美通三百二十八番地一外

2 変更しようとする事項

氏名又は名称及び法人にあっては 代表者の氏名	住所
株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅	埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号
株式会社オートアールズ 代表取締役 土屋嘉雄	埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

変更事項	変更前	変更後
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 三百六十六平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 四百十四平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 七十六立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 八十三立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 株式会社カインズ イ 開店時刻 午前六時三十分 ロ 閉店時刻 午後九時	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 株式会社オートアールズ イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後九時 二 前号に掲げる者以外の者 イ 開店時刻 午前六時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	<p>次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり</p> <p>一 荷さばき施設①及び荷さばき施設③</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>二 荷さばき施設②</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前六時から午前六時三十分まで</p>	<p>閉店時刻 午後九時</p> <p>次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり</p> <p>一 荷さばき施設①及び荷さばき施設③</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>二 荷さばき施設②</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前六時から午前六時三十分まで</p> <p>三 荷さばき施設④</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前九時から午後九時まで</p>
----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 3 変更する年月日 平成二十九年十月一日
- 三 届出年月日 平成二十九年一月三十一日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年七月十三日まで

● 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定

により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十九年三月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施設要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施設要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
------------------	--------

南巨摩郡早川町雨畑字中小屋二八五五  
 長田又二、望月きん、望月孝夫、望月武重、望月秀作、望月義雄

南巨摩郡早川町雨畑字中小屋二九四六、二九四七の  
 望月恒利

一、二九五〇の一、二九五〇の二、二九五二の一、  
 二九五二の二

南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の二二〇、  
 望月淑行

二九三三の二二六、二九三三の二二七

南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の二二二

<p>石川栄一、石川新七、石川文哉、石川幸一、小川英安、川口三十郎、川口主基、川口宗吉、川口直司、川口長共、川口守重、川口晟、小菅武、小菅一良、小菅三郎、小菅文清、小菅誠男、小菅義武、小菅六郎、佐野寛三、佐野一三、辻邦彦、辻貞夫、辻重雄、辻昇、辻福次郎、辻実、望月一王、望月さとの、望月重勝、望月重直、望月誠一、望月清司、望月宗平、望月英則、望月守雄、望月崑作</p>	<p>荒居一之助、荒居貞良、荒居</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

南巨摩郡早川町湯島字高草里九の乙二

<p>南巨摩郡早川町奈良田字奥鈴一〇八一の内一、字栗ノ木一〇六一の一、字後草里一〇七二の一(次の図に示す部分に限る。)、一〇七二の七五、字黒河内一〇八〇、字初ノ島一〇五六の内一、字森山一〇八五の一、一〇八五の二八三、字弥太郎一〇六二の内一</p>	<p>莫、荒居義富、高崎茂、中村栄信、中村澄雄、深沢一正、深沢要、深沢基、深沢重成、深沢善包、深沢孝雄、深沢武智、深沢ちえ、深沢忠義、深沢勉、深沢照勝、深沢直幸、深沢信雄、深沢政雄、深沢正男、深沢正志、深沢正行、深沢陽、深沢義論、深沢義富、松野弘暉、湯泉正孝、湯泉正文、湯村武基</p>
<p>南巨摩郡早川町奈良田字広河内一〇五一の内一、字鳥屋一〇五二の内一</p>	<p>小林勇、深沢勇、深沢勝巳、深沢金治、深沢甲子、深沢茂、深沢新一、深沢隆好、深沢忠雄、深沢常晴、深沢時雄、深沢歳夫、深沢久雄、深沢福義、深沢文吉、深沢邦芳、深沢政博、深沢正文、深沢義孝、深沢昇、深沢宇三郎</p>
<p>南巨摩郡早川町奈良田字広河内一〇五一の内一、字鳥屋一〇五二の内一</p>	<p>深沢宇三郎、深澤アサギク、深澤安太郎、深澤栄吉、深澤栄達、深澤音吉、深澤亀吉、深澤亀治郎、深澤菊一、深澤金高、深澤銀作、深澤金十郎、深澤國定、深澤倉作、深澤兼義、深澤孝、深澤高之助、深澤好太郎、深澤駒吉、深澤さく、深澤重作、深澤宗次、深澤庄吉、深澤庄五郎、深沢清次、深澤善作、深澤立男、深澤隆晴、深澤武八、深澤忠雄、深澤常次郎、深澤鶴吉、</p>

<p>深澤定太郎、深澤鉄作、深澤鉄助、深澤豊太郎、深澤寅義、深澤寅升、深澤藤五郎、深沢文吉、深澤兵策、深沢正志、深澤弥吉、深澤義正、深澤西之助、深澤銈次郎、深澤駿</p>	<p>二 保安林として指定された目的 水源の涵養          三 変更後の指定施業要件          (一) 立木の伐採の方法          1 主伐に係る伐採種は、定めない。          2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。          3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。          (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。          (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)          四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年一月十九日農林水産省告示第九九五号</p>	<p>● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知          森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。          平成二十九年三月十三日          山梨県知事 後 藤 齋          一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  <table border="1" data-bbox="159 1164 422 2083"> <tr> <td>指定施業要件変更保安林の所在場所</td> <td>通知の相手方</td> </tr> <tr> <td>大月市七保町瀬戸字竹沢一三三七の一、字和田向一三三七の二、二三七二、一三三七二の内一</td> <td>相馬茂子</td> </tr> <tr> <td>大月市七保町瀬戸字竹沢一三三三八</td> <td>相馬金吉</td> </tr> </table> </p>	指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方	大月市七保町瀬戸字竹沢一三三七の一、字和田向一三三七の二、二三七二、一三三七二の内一	相馬茂子	大月市七保町瀬戸字竹沢一三三三八	相馬金吉
指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方							
大月市七保町瀬戸字竹沢一三三七の一、字和田向一三三七の二、二三七二、一三三七二の内一	相馬茂子							
大月市七保町瀬戸字竹沢一三三三八	相馬金吉							

二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年一月二十四日農林水産省告示第百十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十九年三月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町下芦川字日陰一三四八	河野安津子
西八代郡市川三郷町黒沢字猿尾二五三五の一	江川有恒
西八代郡市川三郷町山保字加屋野二六九七	池川伊左エ門、池川武一、池川貞市、伊藤本治郎、小林三四一、小林宗清、渡辺茂康、池川猪作、池川位將、池川憲顯、池川豊重、伊藤藤一、伊藤祐治、小林義清、渡辺刃松

、渡辺光吉

西八代郡市川三郷町山保字加屋野二六九八、字三子草履四四三四

池川伊左エ門、池川武一、池川貞市、伊藤本治郎、小林三四一、小林宗清、渡辺茂康、池川猪作、池川位將、池川憲顯、池川豊重、伊藤藤一、伊藤祐治、小林義清、渡辺刃松、渡辺光吉、池川慶一

西八代郡市川三郷町山保字長屋二六九六

池川猪作、池川位將、池川豊重、伊藤藤一、伊藤祐治、小林義清、渡辺刃松、渡辺光吉、池川慶一、池川栄治郎、池川角藏、池川萬作、渡辺周作、小林清作

西八代郡市川三郷町山保字加屋野二六九九、字三子草履四三八五、四四〇一、字長屋二六九五

渡邊亘

西八代郡市川三郷町山保字笹合四四六四

小山大吉

西八代郡市川三郷町山保字三子草履四三八八、四四三三

伊藤初夫

西八代郡市川三郷町山保字三子草履四三八九の一、四三八九の二、四三九〇、四三九七、四三九八、四三九八の内一、四三九九

渡邊清正

西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四〇九

古沢せき、内藤榮

西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四一三

内藤榮

西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四一九、四四

池川栄一

二五、四四三七		
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四二三	伊藤太右工門	
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四三八、四四四七	小林利広	
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四四九	小林位臣	
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四五〇	赤池宗次郎	
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四五一	渡邊俊雄	
西八代郡市川三郷町山保字三子草履四四五四	赤池憲雅	
西八代郡市川三郷町山保字水浴室四五三一、四五三二	小林艶子	

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
市川三郷町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年一月二十四日農林水産省告示第十六号

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中日本高速道路株式会社八王子支社大月保全・サービスセンターから次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 富士吉田市の一部
- 三 測量の期間 平成二十八年十一月一日から平成二十九年二月十一日まで

● 平成二十九年二級建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十九年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十九年三月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 試験日時

- 1 学科の試験 平成二十九年七月二日（日）午前十時から午後五時十分まで
  - 2 設計製図の試験 平成二十九年九月十日（日）午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 受験申込み手続
- 1 郵送による受験申込み

- (一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。
- (1) 過去に二級建築士試験を受験したことがある者のうち、当該二級建築士試験の受験票又は合否の通知書を提出できる者
  - (2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みができない場合で、勤務先の証明書、住民票等を提出できる者
- (二) 受験申込み受付期間 平成二十九年四月三日（月）から同月十七日（月）まで
- (三) 受験申込み方法 四の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること（平成二十九年四月十七日までの消印のあるものに限る。）
- (四) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号一〇二一〇〇九四東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター（以

下「センター」という。) 本部

2 インターネットによる受験申込み

(一) インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に二級建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報を使用についてあらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(二) 受験申込み受付期間 平成二十九年四月十日(月) 午前十時から同月十七日(月) 午後四時まで

(三) 受験申込み方法 センターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp>) において必要な事項を入力し、申込むこと。

3 受付場所への持参による受験申込み

(一) 過去に二級建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法による受験の申込みができない者は、受験申込書を(二)の提出先に受験者本人が持参する方法により受験申込みを行うこと。

(二) 受験申込み受付期間 平成二十九年四月二十日(木) から同月二十四日(月) までの毎日、午前十時から午後五時まで

(三) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号四〇〇一〇〇三一甲府市丸の内一丁目十四番十九号山梨県建設業協同組合会館一階 一般社団法人山梨県建築士会(以下「建築士会」という。)

四 合格者の発表 平成二十九年十二月七日(木)を予定している。なお、学科の試験については、同年八月二十二日(火)を予定している。

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十九年六月七日(水)頃からセンター支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

2 詳細については、センター(電話〇三二六二六一―三三三三〇)に問い合わせること。

● 平成二十九年木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十九年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十九年三月十三日

一 試験日時

1 学科の試験 平成二十九年七月二十三日(日) 午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験 平成二十九年十月八日(日) 午前十一時から午後四時まで

二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込み手続

1 郵送による受験申込み

(一) 郵送による受験の申込みは、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができる。

(1) 過去に木造建築士試験を受験したことがある者のうち、当該木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を提出できる者

(2) 勤務地、居住地等が離島等であることその他やむを得ない事情により直接申込みができない場合で、勤務先の証明書、住民票等を提出できる者

(二) 受験申込み受付期間 平成二十九年四月三日(月) から同月十七日(月) まで

(三) 受験申込み方法 (四)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を簡易書留により郵送すること(平成二十九年四月十七日までの消印のあるものに限る。)

(四) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号一〇二一〇〇九四東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。) 本部

2 インターネットによる受験申込み

(一) インターネットによる受験の申込みは、平成十六年以降に二級建築士試験の受験を申し込んだことのある者のうち、受験の申込みに必要な個人情報を使用についてあらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(二) 受験申込み受付期間 平成二十九年四月十日(月) 午前十時から同月十七日(月) 午後四時まで

(三) 受験申込み方法 センターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp>) において必要な事項を入力し、申込むこと。

3 受付場所への持参による受験申込み

(一) 過去に木造建築士試験を受験したことがない者又は1若しくは2に掲げる方法による受験の申込みができない者は、受験申込書を(二)の提出先に受験者本人が持参する方法により受験申込みを行うこと。

(二) 受験申込み受付期間 平成二十九年四月二十日(木) から同月二十四日(月) までの毎日、午前十時から午後五時まで

(三) 受験申込書の請求先及び提出先 郵便番号四〇〇一〇〇三一甲府市丸の内一丁目十四番十九号山梨県建設業協同組合会館一階 一般社団法人山梨県建築士会

(以下「建築士会」という。)  
 四 合格者の発表及び合否等の通知 平成二十九年十二月七日(木)を予定している。  
 なお、学科の試験については、同年九月五日(火)を予定している。  
 五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十九年六月七日(水)頃からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。  
 2 詳細については、センター(電話〇三二六二六一―三三三二〇)に問い合わせると。

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第二十三号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成二十九年三月十三日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

別表第一の一・二・三の項及び一・二・四の項を次のように改める。

一・二・三	中部横断自動車道(上り線増穂インターチェンジ流出ランプ)	山梨県南巨摩郡富士川町大柵五八九番地一先から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町二、九一七番地四先まで(本線上り線分岐部から料金所出口まで)(五九〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二十九年三月一三日 告示第二十三号
一・二・四	中部横断自動車道(下り線)	山梨県南巨摩郡富士川町大柵八二七番地	自動車	終日	高速	平成二十九年三月一三日

	増穂インターチェンジ流入ランプ)	先から山梨県南巨摩郡富士川町大柵七七八番地先まで(上り線流入ランプとの分岐部からランプ内交差点まで)(二七〇メートル)				告示第二十三号
--	------------------	-------------------------------------------------------------	--	--	--	---------

別表第一の一・二・四の項の次に次のように加える。

一・二・五	中部横断自動車道(上り線増穂パークイングエリア流入ランプ)	山梨県南巨摩郡富士川町大柵六六五番地先から山梨県南巨摩郡富士川町大柵六九六番地一先まで(上り線流出ランプの分岐部から上り線増穂パークイングエリアまで)(九〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二十九年三月一三日 告示第二十三号
一・二・六	中部横断自動車道(上り線増穂パークイングエリア流出ランプ・料金所側)	山梨県南巨摩郡富士川町大柵七三五番地一先から山梨県南巨摩郡富士川町大柵七六七番地一先まで(上り線増穂パークイングエリアから上り線流出ランプとの合流部まで)(五〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二十九年三月一三日 告示第二十三号
一・二・七	中部横断自動車道(上り線増穂パークイン	山梨県南巨摩郡富士川町大柵七三四番地一先から山梨県南巨	自動車	終日	高速	平成二十九年三月一三日 告示第二十三号

一三〇	中部横断自動車道(下り線)増穂インターチェンジ流出ランプ)	山梨県南巨摩郡富士川町大柵七七八番地先から山梨県南巨摩郡富士川町大柵八〇五番地先まで(ランプ内交差点から上り線流出ランプとの合	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一二九	中部横断自動車道(下り線)増穂インターチェンジ流出ランプ)	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町二、八五六番地先から山梨県南巨摩郡富士川町大柵七七八番地先まで(下り線本線分岐部からランプ内交差点まで)(一六〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一二八	中部横断自動車道(上り線)増穂インターチェンジ流入ランプ)	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町二、九一七番地四先から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、六〇二番地先まで(料金所から上り線本線との合流部まで)(三六五メートル)	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
	グエリア流出ランプ・本線側)	摩郡富士川町大柵七七一番地二先まで(上り線増穂パーキングエリアから本線との合流部まで)(八〇メートル)				

一三三	中部横断自動車道(下り線)増穂パーキングエリア流出路)	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、六八五番地一先から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、六二九番地二先まで(下り線増穂パーキングエリアから下り線本線との合流部まで)(三八〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一三二	中部横断自動車道(下り線)増穂パーキングエリア流入路)	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、七〇九番地先から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、六八四番地一先まで(下り線本線との分岐部から下り線増穂パーキングエリアまで)(四一〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一三一	中部横断自動車道(下り線)増穂パーキングエリア流入ランプ)	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、七〇九番地先から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、六八四番地一先まで(下り線本線との合流部まで)(二九〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一三〇	中部横断自動車道(下り線)増穂パーキングエリア流出路)	山梨県南巨摩郡富士川町大柵七七八番地先から山梨県南巨摩郡富士川町大柵八〇五番地先まで(ランプ内交差点から上り線流出ランプとの合	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号

一三四	中部横断自動車道(上り線) 六郷インターチェンジ流出ランプ)	山梨県西八代郡市川三郷町宮原一、四二番地一先から山梨県西八代郡市川三郷町宮原四二番地一先まで(上り線本線から六郷インターチェンジ交差点まで)(一七〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二十九年三月十三日 告示第二三三号
一三五	中部横断自動車道(下り線) 六郷インターチェンジ流入ランプ)	山梨県西八代郡市川三郷町宮原四一、四九〇番地三先まで(六郷インターチェンジ交差点から下り線本線まで)(二六〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二十九年三月十三日 告示第二三三号
一三六	中央自動車道 西宮線(上り線) 線笛吹八代スーパードラッグ ーチェンジ流出ランプ)	山梨県笛吹市八代町南二、六一四番地一先から山梨県笛吹市八代町南四、六九〇番地六先まで(上り線本線との分岐部から県道との丁字路交差点まで)(二一〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二十九年三月十三日 告示第二三三号
一三七	中央自動車道 西宮線(上り線) 線笛吹八代ス	山梨県笛吹市八代町南四、六九〇番地六先から山梨県笛吹市	自動車	終日	高速	平成二十九年三月十三日 告示第二三三号

一三八	中央自動車道 西宮線(下り線) 線笛吹八代スーパードラッグ ーチェンジ流出ランプ)	山梨県笛吹市八代町南一、八九九番地七先から山梨県笛吹市八代町南一、八三四番地八先まで(下り線本線との分岐部から市道との十字路交差点まで)(三〇五メートル)	自動車	終日	高速	平成二十九年三月十三日 告示第二三三号
一三九	中央自動車道 西宮線(下り線) 線笛吹八代スーパードラッグ ーチェンジ流入ランプ)	山梨県笛吹市八代町南一、八三四番地八先から山梨県笛吹市八代町南二、五五八番地六先まで(市道との十字路交差点から下り線本線との合流部まで)(二二〇メートル)	自動車	終日	高速	平成二十九年三月十三日 告示第二三三号

別表第二の一八四の項の次に次のように加える。

一八五	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町七六七番地一先(増穂パーキングエ	上り線増穂パーキングエリアから料金所方向へ	自動車	終日	高速	平成二十九年三月十三日 告示第二三三号
-----	--------------------------------	-----------------------	-----	----	----	------------------------

一八八	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町八〇五番地一先(上り線増穂インタ	下り線本線流出部から料金所方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一八七	山梨県南巨摩郡富士川町大柗八〇五番地一先(上り線増穂インタ一チェンジ流出ランプと下り線流出ランプとの合流部)	上り線本線流出部から料金所方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一八六	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町七六七番地一先(上り線増穂インタ一チェンジ流出ランプと上り線増穂パークینگエリア流出ランプとの合流部)	上り線本線流出部から料金所方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号

一九一	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、六〇二番地一先(上り線増穂インタ一チェンジ流入ランプと上り線本線	料金所から六郷インタ一チェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一九〇	山梨県南巨摩郡富士川町大柗七七一番地一先(上り線本線と上り線増穂パークینگエリア流出ランプとの合流部)	南アルプスインタ一チェンジから六郷インタ一チェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一八九	山梨県南巨摩郡富士川町大柗七七一番地二先(上り線増穂パークینگエリア流出ランプと上り線本線との合流部)	上り線増穂パークینگエリアから六郷インタ一チェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号

一九五	山梨県南巨摩郡富士川町大	六郷インターチェンジ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日
一九四	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町七七八番地先(下り線増穂インターチェンジ流出ランプと下り線流入ランプとの交差点)	下り線本線流出部から料金所方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一九三	山梨県南巨摩郡富士川町大柵七七八番地先(下り線増穂インターチェンジ流入ランプと下り線流出ランプとの交差点)	料金所から南アルプスインターチェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一九二	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町二、六〇二番地三先(上り線本線と上り線増穂インターチェンジ流入ランプとの合流部)	南アルプスインターチェンジから六郷インターチェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号

一九八	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、六二九番地二先(下り線増穂パークエリア流出ランプと下り線本線との合流部)	六郷インターチェンジから南アルプスインターチェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一九七	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、六二九番地二先(下り線増穂パークエリアから南アルプスインターチェンジ方向へ)	下り線増穂パークエリアから南アルプスインターチェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一九六	山梨県南巨摩郡富士川町大柵六六五番地先(下り線増穂インターチェンジ流入ランプと下り線本線との合流部)	料金所から南アルプスインターチェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
						告示第二三三号

一九九	山梨県西八代郡市川三郷町宮原一、四九〇番地三先（下り線六郷インターチェンジ流入ランプと下り線本線との合流部）	六郷インターチェンジ交差点から増穂インターチェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
二〇〇	山梨県笛吹市八代町南二、三六九番地三先（上り線笛吹八代スマートインターチェンジ流入ランプとバスレーンとの合流部）	ETCトールゲートから一宮御坂インターチェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
二〇一	山梨県笛吹市八代町南二、三五九番地二先（上り線笛吹八代スマートインターチェンジ流入ランプと上り線本線との合流部）	ETCトールゲートから一宮御坂インターチェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号

二〇二	山梨県笛吹市八代町南二、五五八番地一先（上り線本線と上り線笛吹八代スマートインターチェンジ流入ランプとの合流部）	甲府南インターチェンジから一宮御坂インターチェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
二〇三	山梨県笛吹市八代町南二、五五八番地四先（下り線笛吹八代スマートインターチェンジ流入ランプとバスレーンとの合流部）	ETCトールゲートから甲府南インターチェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
二〇四	山梨県笛吹市八代町南二、五六八番地二先（下り線笛吹八代スマートインターチェンジ流入ランプと下り線本線との合流部）	ETCトールゲートから甲府南インターチェンジ方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号

二〇五	山梨県笛吹市八代町南二、五三五番地二先（下り線本線と下り線笛吹八代スマー トインターチェンジ流入ラ ンプとの合流部）	一宮御坂イ ンターチェ ンジから甲 府南インタ ーチェンジ 方向へ	自動車	終日	高速	平成二九年三 月一三日 告示第二三三 号
-----	------------------------------------------------------------	-----------------------------------	-----	----	----	----------------------

別表第三の一五二の項を次のように改める。

一五二	中部横断 自動車道	山梨県甲斐市竜地四、九七一番地五先から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、六七三番地四先までの上り線	一六、〇五〇メートル	自動車	七〇（ただし、異常気象時は五〇キロメートル毎時とす。）	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
-----	-----------	--------------------------------------------------	------------	-----	-----------------------------	----	--------------------

別表第三の一五七の項を次のように改める。

一五七	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、七〇九番地二先から山梨	一六、七七〇メートル	自動車	七〇（ただし）	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
-----	-----------	-----------------------------	------------	-----	---------	----	--------------------

		県甲斐市下今井一、九〇八番地先までの下り線	一、三二〇メートル	自動車	、異常気象時は五〇キロメートル毎時とす。）		号
--	--	-----------------------	-----------	-----	-----------------------	--	---

別表第三の一六七の項を次のように改める。

一六七	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、六七三番地四先から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、七〇七番地三先までの上り線	一、三二〇メートル	自動車	五〇	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
-----	-----------	--------------------------------------------------------	-----------	-----	----	----	--------------------

別表第三の一七〇の項、一七一の項及び一七二の項を次のように改める。

一七〇	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、七〇九番地二先から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、六九二番地先までの下り線	一一〇メートル	自動車	五〇	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
一七一	削除					高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号

一七二	削除				高速	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号
-----	----	--	--	--	----	------------------------------

別表第三の一七四の項、一七五の項及び一七六の項を次のように改める。

一七四	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町字内河原 先から山梨県南巨摩 郡富士川町青柳町三 、一七三番地一先ま での下り線	一、一 八五メ ートル	自動 車	五〇 高速	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号
一七五	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町一、七〇 三番地三先から山梨 県南巨摩郡富士川町 青柳町三、一五六番 地二先までの上り線	二二〇 メートル	自動 車	三〇 高速	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号
一七六	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町三、一七 三番地一先から山梨 県南巨摩郡富士川町 青柳町一、七〇九番 地二先までの下り線	四八五 メートル	自動 車	三〇 高速	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号

別表第三の一七九の項及び一八〇の項を次のように改める。

一七九	増穂イン ターチェ ンジ取付	山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町一、五六 八番地二先（増穂イ ンターチェンジ）	三二〇 メートル	自動 車	三〇 高速	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号
-----	----------------------	-------------------------------------------------	-------------	---------	----------	------------------------------

一八〇	中部横断 自動車道 （下り線 増穂イン ターチェ ンジ流入 ランプ）	山梨県南巨摩郡富士 川町大柵八二七番地 先から山梨県南巨摩 郡富士川町大柵七七 八番地まで（上り線 流入ランプの分岐部 からランプ内交差点 まで）	一七〇 メートル	自動 車	三〇 高速	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号
-----	------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	---------	----------	------------------------------

別表第三の一九三の項の次に次のように加える。

一九四	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町三、一五 六番地二先から山梨 県西八代郡市川三郷 町宮原一、四二二番 地一先までの上り線	八、三 二〇メ ートル	自動 車	七〇 （た だし 、異 常気 象時 等は 五〇 キロ メー トル 毎時 とす る。）	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号
-----	--------------	----------------------------------------------------------------------------	-------------------	---------	-----------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

一九八	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士 川町大柵七三五番地	五〇メ ートル	自動 車	三〇	高速	平成二九年 三月一三日
一九七	中部横断 自動車道 (上り線 増穂パー キングエ リア流入 ランプ)	山梨県南巨摩郡富士 川町大柵六六五番地 先から山梨県南巨摩 郡富士川町大柵六九 六番地一先まで(上 り線増穂パーキング エリア流入ランプ)	九〇メ ートル	自動 車	三〇	高速	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号
一九六	中部横断 自動車道 (上り線 増穂イン ターチェ ンジ流出 ランプ)	山梨県南巨摩郡富士 川町大柵五八九番地 一先から山梨県南巨 摩郡富士川町青柳町 二、九一七番地四先 まで(上り線増穂イ ンターチェンジ流出 ランプ)	五九〇 メートル	自動 車	三〇	高速	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号
一九五	中部横断 自動車道	山梨県西八代郡市川 三郷町宮原一、四九 〇番地三先から山梨 県南巨摩郡富士川町 青柳町字内河原先ま での下り線	七、五 三〇メ ートル	自動 車	七〇 (た だし 、異 常気 象時 等は 五〇 キロ メー トル 毎時 とす る。)	高速	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号

一九九	中部横断 自動車道 (上り線 増穂パー キングエ リア流出 ランプ)	山梨県南巨摩郡富士 川町大柵七三四番地 先から山梨県南巨摩 郡富士川町大柵七七 七番地二先まで(上 り線増穂パーキング エリア流出ランプ・ 本線側)	八〇メ ートル	自動 車	三〇	高速	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号
二〇〇	中部横断 自動車道 (上り線 増穂イン ターチェ ンジ流入 ランプ)	山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町二、九一 七番地四先から山梨 県南巨摩郡富士川町 青柳町一、六〇二番 地先まで(上り線増 穂インターチェンジ 流入ランプ)	三六五 メートル	自動 車	三〇	高速	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号
二〇一	中部横断 自動車道 (下り線 増穂イン ターチェ ンジ流出 ランプ)	山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町二、八五 六番地一先から山梨 県南巨摩郡富士川町 大柵七七八番地先ま で(下り線本線と流 出ランプとの分岐部 からランプ内交差点 まで)	一六〇 メートル	自動 車	三〇	高速	平成二九年 三月一三日 告示第二三 号

二〇二	中部横断 自動車道 (下り線) 増穂イン ターチェ ンジ流出 ランプ)	山梨県南巨摩郡富士 川町大柵七七八番地 先から山梨県南巨摩 郡富士川町大柵八〇 五番地先まで(ラン プ内交差点から上り 線流出ランプとの合 流部まで)	一二五 メートル	自動 車	三〇	高速	平成二十九年 三月十三日 告示第二三 号
二〇三	中部横断 自動車道 (下り線) 増穂イン ターチェ ンジ流入 ランプ)	山梨県南巨摩郡富士 川町大柵七七八番地 先から山梨県南巨摩 郡富士川町大柵六六 五番地先まで(ラン プ内交差点から下り 線本線合流部まで)	二九〇 メートル	自動 車	三〇	高速	平成二十九年 三月十三日 告示第二三 号
二〇四	中部横断 自動車道 (下り線) 増穂パー キングエ リア流入 ランプ)	山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町一、七〇 九番地先から山梨県 南巨摩郡富士川町青 柳町一、六八四番地 一先まで(下り線増 穂パーキングエリア 流入ランプ)	四一〇 メートル	自動 車	三〇	高速	平成二十九年 三月十三日 告示第二三 号
二〇五	中部横断 自動車道 (下り線) 増穂パー キングエ リア流出 ランプ)	山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町一、六八 五番地一先から山梨 県南巨摩郡富士川町 青柳町一、六二九番 地二先まで(下り線 増穂パーキングエリ ア流入ランプ)	三八〇 メートル	自動 車	三〇	高速	平成二十九年 三月十三日 告示第二三 号

二〇六	中部横断 自動車道 (上り線) 六郷イン ターチェ ンジ流出 ランプ)	山梨県西八代郡市川 三郷町宮原一、四二 二番地二先から山梨 県西八代郡市川三郷 町宮原四二番地一先 まで(上り線六郷イ ンターチェンジ流出 ランプ)	一七〇 メートル	自動 車	三〇	高速	平成二十九年 三月十三日 告示第二三 号
二〇七	中部横断 自動車道 (下り線) 六郷イン ターチェ ンジ流入 ランプ)	山梨県西八代郡市川 三郷町宮原四一番地 五先から山梨県西八 代郡市川三郷町宮原 一、四四〇番地三先 まで(下り線六郷イ ンターチェンジ流入 ランプ)	二六〇 メートル	自動 車	三〇	高速	平成二十九年 三月十三日 告示第二三 号
二〇八	中央自動 車道西宮 線(上り 線)増穂 吹八代 スマート インタ ーチェ ンジ流 出ラ ンプ)	山梨県笛吹市八代町 南二、六一四番地一 先から山梨県笛吹市 八代町南四、六九〇 番地六先まで(上り 線増穂吹八代スマー トインターチェンジ流 出ランプ)	二一〇 メートル	自動 車	三〇	高速	平成二十九年 三月十三日 告示第二三 号
二〇九	中央自動 車道西宮 線(上り 線)増穂 吹八代 スマート インタ ーチェ ンジ流 出ラ ンプ)	山梨県笛吹市八代町 南四、六九〇番地六 先から山梨県笛吹市 八代町南一、八八六 番地六先まで(上り 線増穂吹八代スマー トインターチェンジ流 出ランプ)	三二〇 メートル	自動 車	三〇	高速	平成二十九年 三月十三日 告示第二三 号

二一〇	中央自動車道西宮線(下り)線笛吹八代スマートインタール	山梨県笛吹市八代町南一、八九九番地七先から山梨県笛吹市八代町南一、八三四番地八先まで(下り)線笛吹八代スマートインタール	三〇五	自動車	三〇	高速	平成二十九年三月一三日告示第二三三号
二二一	中央自動車道西宮線(下り)線笛吹八代スマートインタール	山梨県笛吹市八代町南一、八三四番地八先から山梨県笛吹市八代町南二、五五八番地六先まで(下り)線笛吹八代スマートインタール	二二〇	自動車	三〇	高速	平成二十九年三月一三日告示第二三三号

別表第四の一〇の項の次に次のように加える。

一一	中部横断自動車道	山梨県西八代郡市川三郷町宮原一、四二二番地一先(六郷インターチェンジ)から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町三、一	七、九 九五メートル	自動車	終日	高速	平成二十九年三月一三日告示第二三三号
----	----------	--------------------------------------------------------	---------------	-----	----	----	--------------------

	七三番地一先(増穂インターチェンジ本線料金所)までの両側						
--	------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第五の二の項の次に次のように加える。

三	中部横断自動車道(上り線六郷インターチェンジ流出ランプ)	山梨県西八代郡市川三郷町宮原四二番地一先(六郷インターチェンジ上り線流出ランプと主要地方道市川三郷身延線枝線との丁字路交差点・南進車両)	高速	平成二十九年三月一三日告示第二三三号
---	------------------------------	----------------------------------------------------------------------	----	--------------------

別表第十の一七の項及び一八の項を次のように改める。

一七	削除		高速	平成二十九年三月一三日告示第二三三号
一八	削除		高速	平成二十九年三月一三日告示第二三三号

別表第十の四〇の項の次に次のように加える。

四一	中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡富士川町大柵七二二番地先から山梨県南巨摩郡富士川町大柵五八九番地一先までの上下線一八〇メートル(増穂インターチェンジ区間の四車線区間と二車線区間のすりつけ部分)	高速	平成二十九年三月一三日告示第二三三号
四二	中部横断	山梨県南アルプス市十日市場一、五六三	高速	平成二十九年三月一三日告示第二三三号

自動車道	番地三先から山梨県南アルプス市吉田六五九番地一先までの上下線三四五メートル（南アルプスインターチェンジ区間の四車線区間と二車線区間のすりつけ部分）	月一三日 告示第二三三号
------	---------------------------------------------------------------------------	-----------------

別表第十一の二五の項及び二六の項を次のように改める。

二五	中央自動車道西宮線	山梨県笛吹市八代町南二、四七 四番地二先から山梨県笛吹市八代町南一、八八 六番地二先まで（上り線八代バス停留所のバスレーン）	自動車（路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く。）	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
二六	中央自動車道西宮線	山梨県笛吹市八代町南一、八九 六番地一先から山梨県笛吹市八代町南二、五五 七番地一先まで（下り線八代バス停留所のバスレーン）	自動車（路線バス・道路維持管理車両・交通取締関係車両を除く。）	終日	高速	平成二九年三月一三日 告示第二三三号

別表第十二の四の項の次に次のように加える。

五	山梨県南巨摩郡富士川町大柵七七八番地先	中部横断自動車道増穂インターチェ	平成二九年三月一三日 告示第二三三号
---	---------------------	------------------	-----------------------

ンジ

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番